

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年二月二日奈良県指令建第九六一一七七号

平成二十八年四月二十七日奈良県指令建第九六一一七七―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年六月二十九日建第八七二二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年六月二十九日建第五二〇八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元斉音寺方二四八番一、二四八番三、二四八番四、二四八番五、二四八番六、二四八番七、二四八番八、二四八番九、二四八番一〇、二四八番一一、二四八番一二及び二四八番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県尼崎市塚口本町二丁目一五番三号

有限会社宏榮商事 取締役 岸本実

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字三吉元斉音寺方二四八番一

下水道 北葛城郡広陵町大字三吉元斉音寺方二四八番一の一部